

議案第95号

大田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
大田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月11日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、大田原市教育委員会の職務権限に係る事務のうち、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次のとおりとする。

- (1) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (2) 文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（大田原市文化財保護条例の一部改正）

2 大田原市文化財保護条例（昭和52年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
（目的） 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第2	（目的） 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第2

0号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市の文化的向上に資することを目的とする。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 市長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 市長は、市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により栃木県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち市にとって重要なものを大田原市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、市長は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「占有者」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者又は占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 (略)

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生じる。

5 第1項の規定による指定をしたときは、市長は、当該市指

0号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市の文化的向上に資することを目的とする。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 大田原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条の規定により栃木県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち市にとって重要なものを大田原市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「占有者」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者又は占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 (略)

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生じる。

5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当

定有形文化財の所有者又は所有者の代表者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由がある場合は、市長は、当該指定を解除することができる。

2 (略)

3 市指定有形文化財について、法第27条第1項の規定により重要文化財の指定があつたとき又は県条例第4条第1項の規定により栃木県指定有形文化財の指定があつたときは、市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合において、市長は、その旨を告示するとともに、市指定有形文化財の所有者及び占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第3項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者又は所有者の代表者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を市長に返付しなければならない。

(所有者又は占有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者又は占有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び市長の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は

該市指定有形文化財の所有者又は所有者の代表者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 (略)

3 市指定有形文化財について、法第27条第1項の規定により重要文化財の指定があつたとき又は県条例第4条の規定により栃木県指定有形文化財の指定があつたときは、市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、市指定有形文化財の所有者及び占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第3項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者_____は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者又は占有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者又は占有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は

、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 (略)

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者を変更したときは、新所有者は旧所有者に対して交付された指定書を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、指定書を添えて届け出なければならない。

(滅失、毀損等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在する場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(管理又は修理の補助)

第11条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の費用を要し、所有者が当該負担に堪えない場合その他特別の事情

、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 (略)

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は旧所有者に対して交付された指定書を添えて、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、届出の際、指定書を添えなければならない。

(滅失及びき損)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合は、この限りでない。

(管理又は修理の補助)

第11条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の費用を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情

がある場合には、市長は、当該経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合において、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第12条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し、条例又は規則に違反したとき。

(2) (略)

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 市長が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第11条第1項の規定により補助金を交付した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該修理等が行われた後、当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費やした金額を控除して得た金額を市長に納付しなければならない。

がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第12条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号の一に該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し、条例又は教育委員会規則に違反したとき。

(2) (略)

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 市が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第11条第1項の規定により補助金を交付した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る修理等が行われた後当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該修理等が行われた後当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

ない。

- 2 前項に規定する補助金の額とは、補助金の額を、補助に係る修理等を施した市指定有形文化財につき市長が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助金による修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、市長は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

（管理又は修理に関する勧告）

第14条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、市長は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、市長は、所有者に対し、当該修理について必要な勧告をすることができる。

（現状変更等の制限）

第15条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場

- 2 前項に規定する「補助金の額」とは、補助金の額を、補助に係る修理等を施した市指定有形文化財につき市が定める耐用年数で除して得た金額に更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助金による修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、市は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

（管理又は修理に関する勧告）

第14条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

（現状変更等の制限）

第15条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を

合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可を与える場合において、当該許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第16条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第14条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る修理に関し指導し、助言を与えることができる。

第18条 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、6月以内を期限とし、市長の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内を期

執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第16条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第14条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は前項の届出に係る修理に関し指導と助言を与えることができる。

第18条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限つて教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以

限とし、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 (略)

4 市長は、第1項の規定により出品した所有者に対し、損料を支払うことができる。

5 市長は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

6 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市長は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき事由によつて滅失し、又は毀損したときは、この限りでない。

第19条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第9条の規定による届出があつた場合には、前条第6項の規定を準用する。

(調査)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

内の期間を限つて、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 (略)

4 市は、第1項の規定により出品した所有者に対し、損料を支払うことができる。

5 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第19条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第9条の規定による届出があつた場合には、前条第6項の規定を準用する。

(調査)

第20条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第21条 市指定有形文化財の所有者を変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づく市長の勧告、指示その他の処分について旧所有者の権利義務を承継するものとする。

(指定)

第22条 市長は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第20条第1項の規定により栃木県指定無形文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを大田原市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をする場合において、市長は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体であって、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、代表者）に通知してする。

4 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第21条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づく教育委員会の勧告、指示その他の処分について旧所有者の権利義務を承継するものとする。

(指定)

第22条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第20条第1項の規定により栃木県指定無形文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを大田原市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、代表者）に通知してする。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 (略)

6 第2項及び第4項の規定による認定をしたときは、市長は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。

(解除)

第23条 市指定無形文化財が、市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由がある場合は、市長は、当該指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由がある場合は、市長は、当該認定を解除することができる。

3 (略)

4 市指定無形文化財について法第71条第1項の規定により重要無形文化財の指定があつたとき又は県条例第20条第1項の規定により栃木県指定無形文化財の指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

5 前項の場合において、市長は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の

5 (略)

6 第2項及び第4項の規定による認定をしたときは、教育委員会は当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。

(解除)

第23条 市指定無形文化財が、市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会はその指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会はその認定を解除することができる。

3 (略)

4 市指定無形文化財について法第71条第1項の規定により重要無形文化財の指定があつたとき又は県条例第20条第1項の規定により栃木県指定無形文化財の指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

5 前項の場合には、教育委員会はその旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の

全てが死亡したとき又は保持団体の全てが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、市長は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第24条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について同様とする。

(保存)

第25条 市長は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執るものとする。

2 保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、市長は、当該保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 (略)

(公開)

第26条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対し当該記録の公開を勧告することができる。

2 前項の場合には第18条第3項及び第6項の規定を、前項の規定により公開したことに起因して当該市指定無形文化財

のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会はその旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第24条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について同様とする。

(保存)

第25条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執るものとする。

2 保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、市は、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 (略)

(公開)

第26条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の場合には、第18条第3項及び第6項の規定を、前項の規定により公開したことに起因して当該市指定無形文化

の記録が滅失し、又は毀損した場合には同条第7項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第27条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他保存に当たることを適当と認める者に対し、当該保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第28条 市長は、市の区域内に存する有形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第26条第1項の規定により栃木県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを大田原市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第26条第1項の規定により栃木県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを大田原市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による市指定無形民俗文化財の指定をするに当たっては、市長は、当該市指定無形民俗文化財の保存団体(市指定無形民俗文化財を保存することを主たる目的とする団体であって代表者の定めのあるものをいう。以下この章において同じ。)を認定することができる。

3・4 (略)

5 第2項の規定による保存団体の認定には、第22条第3項

財の記録が滅失し、又はき損した場合には同条第7項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第27条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第28条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第26条第1項の規定により栃木県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを大田原市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第26条第1項の規定により栃木県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを大田原市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による市指定無形民俗文化財の指定をするに当たっては、教育委員会は、当該市指定無形民俗文化財の保存団体(市指定無形民俗文化財を保存することを主たる目的とする団体で_____代表者の定めのあるものをいう。以下この章において同じ。)を認定することができる。

3・4 (略)

5 第2項の規定による保存団体を認定するには、第22条第

及び第6項の規定を準用する。

(解除)

第29条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由がある場合は、市長は、当該指定を解除することができる。

2 保存団体がその構成員の異動のため保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由がある場合は、市長は、当該認定を解除することができる。

3～5 (略)

6 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定があつたとき又は県条例第26条第1項の規定により栃木県指定有形民俗文化財若しくは栃木県指定無形民俗文化財の指定があつたときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

7 (略)

8 第6項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、市長は、その旨を告示しなければならない。

9 保存団体が解散したとき(消滅したときを含む。)は、保存団体の認定は解除されたものとする。この場合において、市長は、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第30条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又

3項及び第6項の規定を準用する。

(解除)

第29条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保存団体がその構成員の異動のため保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3～5 (略)

6 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定があつたとき又は県条例第26条第1項の規定により栃木県指定有形民俗文化財若しくは栃木県指定無形民俗文化財の指定があつたときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

7 (略)

8 第6項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

9 保存団体が解散したとき(消滅したときを含む。)は、保存団体の認定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第30条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又

はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第32条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市長は、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(市指定無形民俗文化財及び当該記録の公開)

第33条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存団体に対し市指定無形民俗文化財の公開を、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し当該記録の公開を勧告することができる。

2 (略)

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第34条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、当該保存のために必要な助言又は勧告をすることができる。

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第32条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(市指定無形民俗文化財及びその記録の公開)

第33条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存団体に対し市指定無形民俗文化財の公開を、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 (略)

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第34条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために必要な助言又は勧告をすることができる。

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第35条 市長は、市の区域内に存する市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第91条において準用する法第77条第1項の規定により文化庁長官が選択したもの及び県条例第30条第1項の規定により栃木県知事が選択したものを除く。）のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2 前項の無形の民俗文化財の記録の作成、保存又は公開について適当と認める者に対し、市長は、当該経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 （略）
（指定）

第36条 市長は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第31条第1項の規定により栃木県指定史跡、栃木県指定名勝又は栃木県指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを大田原市指定史跡、大田原市指定名勝又は大田原市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 （略）
（解除）

第37条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由がある場合は、市長は、当該指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項

第35条 教育委員会は、市の区域内に存する市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第91条において準用する法第77条第1項の規定により文化庁長官が選択したもの及び県条例第30条第1項の規定により栃木県知事が選択したものを除く。）のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2 前項の無形の民俗文化財の記録の作成、保存又は公開について適当と認める者に対し市は、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 （略）
（指定）

第36条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたもの及び県条例第31条第1項の規定により栃木県指定史跡、栃木県指定名勝若しくは栃木県指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを大田原市指定史跡、大田原市指定名勝又は大田原市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 （略）
（解除）

第37条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項

の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物の指定があつたとき又は県条例第31条第1項の規定により栃木県指定史跡、栃木県指定名勝若しくは栃木県指定天然記念物の指定があつたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

3 (略)

(標識等の設置)

第38条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、規則の定める基準により市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第39条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第42条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第40条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定め

の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物の指定があつたとき又は県条例第31条第1項の規定により栃木県指定史跡、栃木県指定名勝若しくは栃木県指定天然記念物の指定があつたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

3 (略)

(標識等の設置)

第38条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則の定める基準により市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第39条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第42条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第40条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会

る。

3 (略)

(設置及び所掌事務)

第43条 法第190条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として大田原市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

(審議会への諮問)

第44条 市長は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

(1)~(8) (略)

(審議会の組織等)

第45条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第47条 市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第48条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に

規則で定める。

3 (略)

(設置及び所掌事務)

第43条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として大田原市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(審議会への諮問)

第44条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

(1)~(8) (略)

(審議会の組織等)

第45条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会規則への委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(刑罰)

第47条 市指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第48条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に

処する。

第49条 第15条又は第40条の規定に違反して、市長の許可を受けず、若しくは当該許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は市長の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、当該行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行日)

1 (略)

(大田原市文化財保護条例の廃止)

2 (略)

3～5 (略)

(大田原市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大田原市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 大田原市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(設置)	(設置)

処する。

第49条 第15条又は第40条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(新設)

1 (略)

(新設)

2 (略)

3～5 (略)

第1条 市内の考古、歴史、民俗等の資料（以下「資料」という。）を保護活用し、もって文化財の保護及び郷土愛の育成に寄与することを目的とし、歴史民俗資料館を設置する。

（事業）

第3条 大田原市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）

は、次に掲げる事業を行う。

(1)・(2) （略）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が設置目的を達成するために必要と認める事業

（職員）

第4条 （略）

（削る）

（休館日）

第5条 資料館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から1月3日まで

2 市長は、前項に規定する休館日のほか、資料館の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

（開館時間）

第6条 資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとす

第1条 市内の考古、歴史、民俗等の資料（以下「資料」という。）を保護活用し、もって文化財保護及び郷土愛の育成に寄与するため、歴史民俗資料館を設置する。

（事業）

第3条 大田原市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）

は、次に掲げる事業を行う。

(1)・(2) （略）

(3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業

（職員）

第4条 （略）

2 館長は、非常勤の職員をもってこれに充てる。

（休館日）

第5条 資料館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その翌日。

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）。ただし、前号の祝日を除く。

2 大田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前項に規定する休館日のほか、資料館の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

（開館時間）

第6条 資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとす

る。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(損害賠償の義務)

第8条 入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

る。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(損害賠償の義務)

第8条 入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。